

MAMOLEO 駆けつけサービス 重要事項説明書
(警備業法第 19 条、施行規則第 33 条第 1 号および第 4 号に係る契約概要書面)

株式会社オプテージ

〒540-8622

大阪府中央区城見 2 丁目 1 番 5 号 オプテージビル

代表取締役 名部 正彦

TEL 0120-907-670

※IP 電話などフリーコールをご利用いただけないお客様は、

「06-7507-1512 (通話料有料)」におかけください

	項 目	内 容
1	サービス名称	MAMOLEO 駆けつけサービス
2	契約期間	MAMOLEO サービスの契約開始から解約完了までを契約期間とします。
3	警備業務を行う日及び時間帯	2 の期間の内、毎日 24 時間、サービス利用資格者からの要請に基づき、現場への出動を行います。
4	警備業務対象者および施設の名称及び所在地	サービス利用資格者：契約者および契約者が登録する利用場所住所に居住する個人 サービス対象施設：上記利用場所住所において、サービス利用資格者が居住する建物・施設 ※施設の判別のため、必ず機器に同封される防犯シールを玄関等の見えやすい位置に貼り付けてください
5	警備業務の対象となる者の氏名及び住所又は居所	サービス対象者：サービス利用資格者 住所：契約者が「利用場所住所」に登録した住所 ※GPS タグを契約する場合、上記に加えて、サービス利用資格者が指定する、サービス対象者が所在する住所（施設内部等を除く）、および当該地点が自宅周辺である場合、サービス対象施設までの経路におけるサービス対象者への同行が警備業務対象となります。
6	警備員の人数	原則として 1 名が要請に応じて、サービス対象施設または指定住所へ出動します。
7	警備内容（サービス内容）	MAMOLEO 駆けつけサービス規約第 7 条（本サービスの内容）等に規定する通り、サービス対象施設への出動、または、GPS タグをご契約の場合に限り、サービス提供区域内の指定住所への出動およびサービス対象者との合流を行います。（当社は GPS タグ他 GPS 機器に係る GPS 情報の参照は行わず、出動先の住所の指定はサービス利用資格者から行うものとします。）
8	警備員が有する知識及び技能	(1) 警備員は警備業務に関する知識および技能を有しています。 (2) 警備員は事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うために必要な事項に関する知識および技能を有しています。

		(3) 警備員は護身用具の取り扱いに関する知識および技能を有しています。
9	警備員が用いる服装	警備員は公安委員会に届け出た警備服、略帽、防弾（防刃）チョッキを着用の上、身分証明書を携行しています。
10	使用する機器又は各種資機材	車両、携帯電話、警棒、懐中電灯等サービスに必要な機材を携行します。
11	対象者に危害発生のおそれがあり、又は発生した時の措置	事態に即した所定の措置を講じるとともに、直ちに関係機関等へ必要な連絡を行い、被害の拡大防止を図ります。
12	鍵の管理に関する事項	サービス対象施設の鍵の預かり、管理、解錠およびサービス対象施設への入室は致しません。ただし、サービス利用資格者またはサービス対象者がサービス対象施設の開錠が可能であり、かつ、本サービスの要請者からの要請がある場合において警備員はサービス対象施設へ入室します。
13	盗難等の事故発生時の措置	事態に即した必要な措置を行うものとし、110 番、119 番通報を行う必要があると当社が判断する場合に 110 番通報、119 番通報を行うことがあります。なお、本対応について予め契約者は同意するものとし、その結果について、当社に故意または重過失がない限り、当社はその責を負いません。
14	報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	MAMOLEO 駆けつけサービス規約第 7 条（本サービスの内容）他、当社が別途規定する通り、対応の完了時、または、指定住所等において、サービス対象者を発見できなかった場合等に、警備員からの連絡に基づき、コールセンター（駆けつけ対応センター）から電話にて報告します。また、要請者が受話しない場合に限り、報告に係る発呼によって、報告が完了したものとみなし、対応を終了します。
15	警備料金・その他の費用	5,500 円／30 分・回（最大 60 分まで） ※本サービスの料金の算定の基礎となる本サービス実施時間は、警備員が要請に基づく出勤を開始し、駆けつけ先に到着した時点から起算し、本サービスの実施が完了した時点までの時間とし、当該時間によりサービス料金を算定します。その他詳細は MAMOLEO 駆けつけサービス規約および当社ウェブサイトに掲示する料金の通りとします。
16	支払の時期及び方法	MAMOLEO 駆けつけサービス規約および当社ウェブサイトに掲示する通りとします。
17	警備業務の再委託に関する事項	本サービスにおいて、サービス対象者および施設が東洋テック関連会社の管轄エリア内に所在するときは、当社は、当社の責任で警備員の出勤を東洋テック関連会社に委託することができます。その他本契約に定める当社の業務の全部または一部を当社の責任で東洋テック関連会社等に委託することができます。 (1) 東洋テック株式会社 (所在地) 大阪市浪速区桜川 1 丁目 7 番 18 号 (電話番号) 06-6563-2111

		<p>(代表取締役社長) 池田 博之 (2) 東洋テック姫路株式会社 (所在地) 姫路市西二階町 1 番地 (電話番号) 0570-026-063 (代表取締役会長) 市橋 清弘</p>
18	免責に関する事項	<p>(1) 当社は、MAMOLEO 駆けつけサービスの内容を超えたサービスの提供は行わず、また、当社がサービス利用資格者およびサービス対象者の要求により実施した特別の、または追加のサービスの提供その他 MAMOLEO 駆けつけサービスの内容を超えたサービスの提供から生じた損害については、当社に故意または重過失がない限りその損害を賠償しません。</p> <p>(2) 当社は、第三者による MAMOLEO 駆けつけサービスの不正使用等に起因して、契約者、サービス対象者または第三者が被った損害に対し、その損害を賠償しません。当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によって本サービスの実施が妨げられた場合には、この規約、MAMOLEO 駆けつけサービス規約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。</p>
19	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	<p>(1) 当社は、サービスの提供に際して、当社の責に帰すべき事由により契約者に直接損害が発生した場合は、対人対物の損害を併せて 1 事故につき 100 万円を限度として賠償するものとします。</p> <p>なお、当社は、次に挙げる損害については、賠償の責を負いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 屋外等、機器を設置していない場所に置かれている財物。 b. 営業用現金。 c. 逸失利益およびこれにかかる費用。 <p>(2) お客さまが機器を誤って操作された場合は、それに伴い生じたお客さまの損害について、当社は賠償の責を負いません。</p>
20	契約の更新に関する事項	—
21	契約の変更に関する事項	<p>契約者等の氏名、利用場所住所等、契約者が当社に届け出た情報に変更がある場合には、当社が定める方法により、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。なお、契約者は、「MAMOLEO サービス規約 別表 2 本サービス等の提供区域」以外の住所への変更、または、利用場所住所および利用場所住所に居住するサービス利用資格者の情報の登録を怠る等した場合に、当社が本サービス等を提供しない場合があること、また、契約者による変更の申し出から当該変更情報を当社および当社の委託先が認知するまでに一定の期間を要することをあらかじめ承諾するものとします。</p>
22	契約の解除に関する事項	<p>(1) 当社は、本契約の MAMOLEO 駆けつけサービス規約第 13 条および MAMOLEO サービス規約第 15 条に定める場合、契約者へ事前に通知のうえ、サービスを解約させることができるものとします。</p>

		(2) 契約者が解約を希望する場合は、別途当社が指定する方法にて、MAMOLEO サービスプランの解約を当社へ通知し、契約者が解約の申し込みを行った日が属する月の末日をもって成立します。
23	警備業務に関する苦情の受付 窓口	<p>【本サービスサポートデスク】</p> <p>MAMOLEO お問い合わせデスク 0120-907-670</p> <p>※IP 電話などフリーコールをご利用いただけないお客様は、「06-7507-1512（通話料有料）」 におかけください</p> <p>受付時間 9:00～18:00（年中無休）※年末年始および当社指定のメンテナンス日を除く</p>
24	特約事項	—